令和８年つくば市議会定例会 12 月定例会議

陳　情　文　書　表

受理番号	受理月日	件　　名	提出者の住所 氏　　名	陳情趣旨
陳情８ 第９号	10・23	学校教材備品の計画的な整備推進についてのお願い	東京都港区■■■■■■■■■■ ■■■■■■■ 一般社団法人　日本教材備品協会 会長　■■■　■	別 紙
陳情８ 第 10 号	10・27	保育行政に関する要望書	つくば市民間保育協議会 共同代表　■■　■、■■　■■	別 紙
陳情８ 第 11 号	10・29	国際教育を選択する子育て家庭の実態把握と支援の検討に関する陳情書	つくば市■■■■■■■■■■■■ ■■■■ ■■　■	別 紙
陳 情 ８ 第 12 号	11・13	春日交流センターに関する陳情書	つくば市■■■■■■■■　■■ ■■■■■■■■■■■■ プリエクラブ 代表　■■　■■■	別 紙
陳 情 ８ 第 13 号	11・19	生活保護問題を端緒とするつくば市役所全体の組織的問題の完全解決のため第三者委員会を求める陳情（オンライン署名 79 筆に基づく）	茨城県牛久市■■■■■■■■ ■■ ■■　■■	別 紙

令和８年10月20日

市区町村議会議長 殿

一般社団法人　日本教材備品協[redacted]
会　長
東京都港区[redacted]

総務課
つくば市
-8.10.23
収受
623

陳情８第　９号

学校教材備品の計画的な整備推進についてのお願い

学校教材備品は、児童生徒の関心・意欲や学習理解を深める上で欠かすことのできないものであり、学習指導要領の目標を実現し、確かな学力を育成するためにも安定的かつ計画的な整備が極めて重要であります。

学習指導要領では、「主体的・対話的で深い学び」の視点から学習過程の改善を図ることが大きなテーマとして掲げられています。これを実現するためには、観察や実験、体験や疑似体験等を通じて、児童生徒が自ら考え、学びを深めることがこれまで以上に重要になるものと存じます。また、１人１台端末の活用が進む中で、教材備品とデジタル教材それぞれの特性を生かし、適切に組み合わせて活用することにより、児童生徒の理解が一層深まるものと考えます。

文部科学省では、義務教育諸学校に必要な教材備品を例示した「教材整備指針」を策定・改訂し、また総務省の協力の下、令和２年度から１０年間を計画期間とする「義務教育諸学校における教材整備計画」を策定し、年間約８００億円の地方財政措置が講じられております。さらに昨年、保護者等の経済的負担が過重とならないよう配慮する観点から、文部科学省は各自治体に向けて「学校における補助教材及び学用品に係る保護者等の負担軽減について」の通知を発出しました。この通知には、保護者等の負担で購入されていた教材を学校備品として整備する事例が示されるとともに、「教材整備指針」を参考に自治体が必要な教材整備を行えるよう地方財政措置が講じられていることも明記されています。しかしながら、各々の自治体における学校教材備品の整備については、財源が地方交付金のため、整備予算に大きなばらつきや差が生じることを懸念しております。

つきましては、貴自治体におかれまして、管内の学校の整備状況を調査・把握いただき、教材整備計画の策定と実行を一層推進していただきたくお願い申し上げます。その際には、総合教育会議等において首長と教育委員会が十分に協議・調整され、安定的・計画的な整備が図られるよう特段のご配慮をお願い申し上げます。

尚、お送りしました当該リーフレットは、計画的な学校教材備品の整備の実施をお願いする内容となっております。また内容をより直感的にご理解いただけるよう工夫を加え、動画コンテンツへリンクする２次元バーコードも掲載いたしました。スマートフォンやタブレット等で読み取っていただくことで、「教材整備計画」と「教材整備指針」の重要性や具体的な内容について、動画で大変分かりやすく把握いただけるようになっております。 紙面に掲載しております情報ご視聴いただくことで、安定的で計画的な学校教材の積極的な整備に一層お役立ていただけるものと存じます。子どもたちの学力向上のため、学校教材備品の整備の参考としていただければ幸いです。また、ご質問等ございましたら当協会までご連絡賜りたく存じます。

【リーフレット電子版の掲載先】

一般社団法人日本教材備品協会ウェブサイト：　**http://www.jema.or.jp/publish/tmp**

【本件のお問い合わせ先】
一般社団法人日本教材備品協会　事務局長[redacted]
〒[redacted]　東京都港区[redacted]
TEL[redacted]　e-mail：[redacted]

一般社団法人　日本教材備品協会（JEMA）につきまして

私ども一般社団法人日本教材備品協会（ＪＥＭＡ）は、平成３年に優れた教材教具の研究開発と普及を目指して設立され、平成１０年に当時の文部大臣より社団法人の認可を受けた協会です。
以後、公益事業に注力し、学校教育用教材備品等に関する普及、活用、開発、調査研究、品質向上等の事業を行うことで我が国の学校教育に寄与してまいりました。

法人制度改革に伴い、平成２５年４月に一般社団法人に移行し、引き続き学校教育に寄与することを目的に事業を展開しているところであります。

JEMA
Japan Educational Materials Association.
一般社団法人 日本教材備品協会 ジェマ

義務教育諸学校における
教材整備計画
令和2年度~11年度



文部科学省策定の学校に備えるべき品目や数量の目安を示した
教材整備指針を参考に

子どもたちの未来のために教材を整備しましょう

デジタルという「道具」と、リアルという「体験」。どちらも手にする環境づくりを。
単年度約800億円の地方交付税措置が講じられております。是非活用しましょう!

子どもたちの確かな学力の育成を図るための

教材整備計画 が策定されています。

令和２年度から11年度まで、「学校教材整備」のために、
単年度約８００億円、10か年で約8,000億円（見込み）の
※地方交付税措置が講じられております。



動画で解説

教材整備計画と財源の仕組み

この動画では、財政措置の仕組みや、予算化に向けたポイントをわかりやすく解説しています。
スマートフォン等で読み取ってご視聴ください。

義務教育諸学校における教材整備計画

概要

文部科学省では学習指導要領改訂や学校における働き方改革の進展等を踏まえ、各教育委員会、各学校の教材整備の参考資料となる「教材整備指針」を令和元年８月に改訂。
これを踏まえ、令和２年度からの計画的な教育環境整備に関する財政措置の見通しとなる「義務教育諸学校における教材整備計画」を策定。

1. 趣旨

学習指導要領に対応し、子どもたちの確かな学力の育成を図るため、学校教材の安定的かつ計画的な整備を促進する。

2. 計画の内容

教材整備指針（令和元年８月改訂）の例示教材等の整備に必要な経費を積算。

3. 積算内容

(1) 学習指導要領関連（学習指導要領に対応する教材）
(2) 技術革新等関連（昨今の技術革新等を踏まえた教材）
(3) 学校における働き方改革関連（学校における教育環境改善に資する教材）

4. 年次計画額

単年度措置額（普通交付税）約800億円
（10か年総額 約8,000億円見込み）

小学校	約500億円
中学校	約260億円
特別支援学校	約40億円

子どもたちのために、教材整備に積極的に使いましょう!

※地方交付税措置
地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、どの地域に住む国民にも一定の行政サービスが提供できるよう財源を保証するためのもの。
なお、使途を特定しない一般財源として措置されるため、各自治体で予算化が図られて、初めて教材費などに充てることができます。

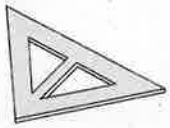
学校教材の計画的な整備のため、文部科学省策定の教材整備指針を積極的に活用しましょう！

教材整備指針は義務教育諸学校に備える教材の例示品目、
整備数量の目安を参考資料としてとりまとめたものです。
目安の数量（必要数）と現有数とを把握し、計画的に整備していきましょう！
これらの整備に必要な経費は新たな教材整備計画により地方交付税措置が講じられております。

教材整備指針の特色

❶ 教材整備数量の目安を例示

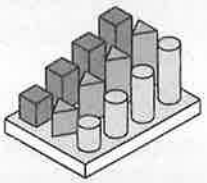
各市区町村、学校が具体的な整備数量を定める際の参考として、学校、学年、学級、グループあたりの整備の目安を教材毎に例示



❷ 学習指導要領に対応

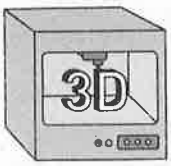
学習指導要領に対応する全ての教科の教材を例示

特別支援教育にも対応しています



❸ 技術革新等を踏まえる

視線/音声入力装置（特別支援学校）、3Dプリンター（中学校）等、昨今の技術革新等を踏まえた教材を例示



❹ 学校における働き方改革に対応

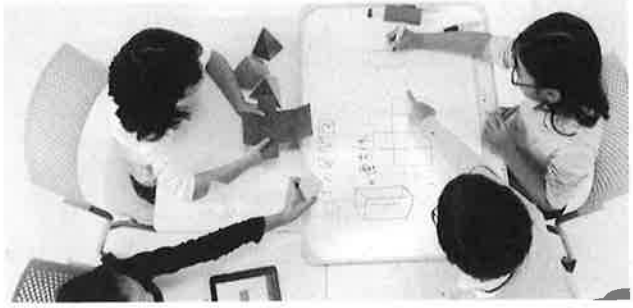
拡大プリンター、複合機等学校における教育環境改善に資する教材を例示



教材備品は「一度揃えて終わり」ではありません！

計画的な更新で、質の高い教育を

教材備品は、経年劣化による破損だけでなく、時代や社会の変化、学習指導要領の改定に伴い、内容が古くなってしまうことがあります。「壊れたから買う」だけでなく、「いまの子どもたちの学びにあっているか」を定期的に見直し、適切な内容・安全な製品への計画的な「更新（アップデート）」を進めることが、より良い教育環境の維持に不可欠です。本指針を活用し、買い替えの予算化もぜひご検討ください。



動画で学ぶ

▶ 教材整備指針の活用と予算化

この動画では、最新の教材整備指針をわかりやすく解説しています。地方交付税措置の仕組みと、各学校での適正な予算化、整備計画策定の具体的な進め方を紹介しています。スマートフォン等で読み取ってご視聴ください。

詳しくは文部科学省のサイト
「学校教材の整備」をご覧ください。

学校教材の整備 検索

www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyozai/index.htm

「教材整備指針」は、小学校、中学校、特別支援学校の3種あります。

教材整備指針 に基づいた **教材整備計画** を！

教材整備指針はこのような内容になっています。

例：小学校教材整備指針を基に

❹ 学校における働き方改革に対応　❷ 学習指導要領に対応

教科等	機能別分類	整理番号	例示品名	目安番号	新規	必要数	現有数	整備数※
学校全体で共用可能な教材	発表・表示用教材	1	発表板	❼	△			
	発表・表示用教材	2	パネルシアター	❸	△			
	道具・実習用具教材	23	プログラミング教育用ソフトウェア・ハードウェア	❽	○			
	情報記録用教材	32	プリンター・拡大プリンター	❶	△			
国語	発表・表示用教材	35	黒板（作文指導用、短冊、漢字指導用、硬筆指導用など）	❸	△			
	道具・実習用具教材	40	漢字練習用教材（漢字・筆順カードなど）	❷				
社会	発表・表示用教材	46	地球儀（大・小・白地図など）	❺	△			
算数	発表・表示用教材	49	教材作成・提示説明ソフト	❶	○			
	道具・実習用具教材（数と計算）	59	計算ブロック	❼	○			
理科	発表・表示用教材	65	標本（堆積岩、化石、火山噴出物、火成岩、映像教材など）	❽	△			
	実験観察・体験用教材	89	音の学習用具（おんさなど）	❺	○			
生活	実験観察・体験用教材	121	木の実穴あけ器	❹	○			
音楽	発表・表示用教材	127	鑑賞資料（DVD、CDと関連画像資料など）	❷	○			
	道具・実習用具教材	133	録音機器（デジタルレコーダーなど）	❹	○			
図画工作	発表・表示用教材	144	色立体模型	❶				
	道具・実習用具教材	175	整理用教材（整理戸棚、材料収納棚・箱、作品乾燥棚、掃除機（集塵機）など）	❽	△			
家庭	発表・表示用教材（住生活関連教材）	176	黒板（栄養黒板、献立黒板など）	❽				
	実験観察・体験用教材	209	簡易騒音計	❺	○			
体育	道具・実習用具教材（陸上運動）	235	投の運動用具一式	❶	○			
	道具・実習用具教材（ボール運動）	245	ハンドボール用具一式	❶	○			
外国語活動・外国語	発表・表示用教材	263	音声CD（チャンツ、歌、ナーサリーライム等）	❽	○			
	道具・実習用具教材	265	カード教材（ピクチャーカード、フラッシュカードなど）	❺				
総合的な学習の時間	実験観察・体験用教材（福祉・健康）	292	高齢者疑似体験セット、加齢体験セット	❹	△			
特別活動	発表・表示用教材	299	紙芝居用舞台	❶	○			

○は令和元年改訂で新規に例示した教材

△は令和元年改訂で例示内容を一部見直した教材

❶ 教材整備数量の目安を例示

【特別支援教育に必要な教材】

❸ 技術革新等を踏まえる

教科等	機能別分類	整理番号	例示品名	目安番号	新規	必要数	現有数	整備数※
特別支援教育に必要な教材	知的障害	310	運動学習用教材（トランポリン、ボールプール、平均台、バランス遊具、投てき板、大型三輪車、マットなど）	❸	△			
		311	ソーシャルスキル指導用教材	❸	△			
	肢体不自由	316	入力支援機器（手指入力、音声入力、視線入力など）	❼	△			
		320	軽量持ち運びスロープ	❸	○			
	病弱及び身体虚弱	323	表示機器（VRゴーグルなど）	❸	○			
		333	字幕提示システム（音声認識システム、字幕提示用機器など）	❸	○			
	自閉症	346	デジタルカメラ	❼	○			
	学習障害（LD）	351	カラーフィルター（情報の量や強さを調整するシートなど）	❼				
	注意欠陥多動性障害（ADHD）	355	衝立	❸				

※特別支援学級は少人数でも1学級になります

※必要数－現有数＝整備数

小学校　中学校

単位	番号	目安
Ⅰ. 学校	❶	1校あたり1程度
Ⅱ. 学年	❷	1学年あたり1程度
Ⅲ. 学級	❸	1学級あたり1程度
Ⅳ. グループ（1学級分）	❹	8人あたり1程度
	❺	4人あたり1程度
	❻	2人あたり1程度
	❼	1人あたり1程度
Ⅴ. その他	❽	とりあげる指導内容等によって整備数が異なるもの

特別支援学校

単位	番号	目安
Ⅰ. 学校	1	1校あたり1程度
Ⅱ. 学年	2	1学年あたり1程度
Ⅲ. 学級	3	1学級あたり1程度
Ⅳ. グループ（1学級分）	4	3人あたり1程度
	5	2人あたり1程度
	6	1人あたり1程度
Ⅴ. その他	7	とりあげる指導内容等によって整備数が異なるもの

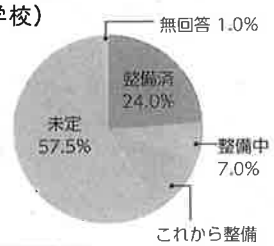
教材整備指針（令和元年度改訂）での例示品の整備状況（令和6年度・令和7年度JEMA調査より）

地球儀（小学校）

社会の発表・表示用教材

小学校の場合

目安数量：4人あたり1程度



※令和6年度JEMA調査より

計算ブロック

算数の計算

小学校の場合

目安数量：1人あたり1程度



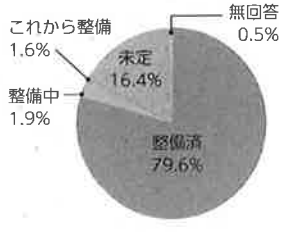
※令和7年度JEMA調査より

プリンター・拡大プリンター

学校全体で共用可能な教材

小・中学校の場合

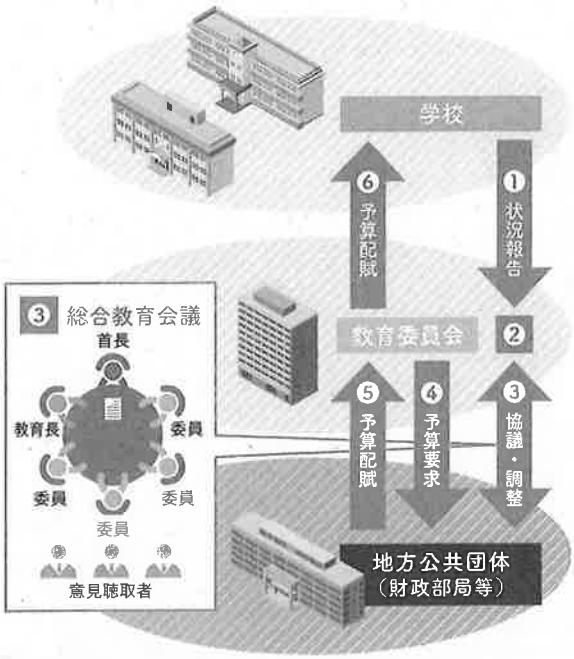
目安数量：1校あたり1程度



※令和7年度JEMA調査より

学校教材の整備の進め方について

教材整備計画における学校教材の整備に必要な経費は、地方交付税等による財政措置の対象とされており、学校教材の整備について、それぞれの地域で議論し、予算措置することが重要です。地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、各地方自治体に設置される総合教育会議において、計画的な教材整備について首長と教育委員会が協議・調整することも有効であると考えられます。



POINT 首長と教育委員会が協議・調整することにより、両者が教育政策の方向性を共有し、一致して執行にあたることが可能になります。

財政措置額（全国ベース）
令和8年度措置額約800億円

《積算基礎》

小学校	（18学級規模）……	2,662千円
中学校	（15学級規模）……	2,759千円
特別支援学校	（350学級規模）…	86,035千円

学校現場での整理

- 整備品目や教材の優先順位を決定
  校長を中心に、教頭、教務主任、事務職員等による予算委員会を組織するなど、校内組織を生かした全校的な対応を図る。

① 状況報告　学校 → 教育委員会

- 教委に対して情報提供・要望（教材による効果の説明等）

② 教育委員会内での整理　教育委員会

- 学校現場で更新・新規購入が必要な教材を把握
  - 各学校に対するヒアリング
  - 各学校での台帳による管理
  - 学校で必要な教材の優先順位をつけて要望
  - 他自治体の整備状況の照会
- 教育委員会で内容を精査
- 教材整備に必要な費用を積算

③ 協議・調整　総合教育会議

- 教育条件整備に関する施策
  学校備品・教材の計画的な整備計画

④ 予算要求　教育委員会 → 地方公共団体（財政部局等）

- 必要な予算を要求
- 要求内容について説明

文部科学省からの資料等も活用
・地方交付税の財源措置等の通知
・教材整備指針

⑤ 予算配賦　地方公共団体（財政部局等） → 教育委員会

⑥ 予算配賦　教育委員会 → 学校

教材整備関係の地方交付税措置額の試算例（令和8年度ベース）

	地方交付税の算定に用いる標準施設の状況			地方交付税措置額（試算例）	
	一般財源（教材整備関係） A	施設規模 B	1学級当たり一般財源 C（A／B）	施設規模 D	試算額 E（C×D）
小学校	2,662千円	18学級	147.9千円	150学級 ＿＿学級	22,185千円 ＿＿千円
中学校	2,759千円	15学級	183.9千円	80学級 ＿＿学級	14,712千円 ＿＿千円
特別支援学校	86,035千円	350学級	245.8千円	50学級 ＿＿学級	12,290千円 ＿＿千円

備考1：地方交付税措置額の試算に用いる学級数（D）は、義務標準法に規定する学級編制の標準により算定した学級数です。
備考2：寒冷補正（暖房費や除雪費等を反映するもの）等の補正係数は、考慮していません。

ここに学級数を代入して、あなたの自治体や学校の措置額を試算しましょう！ ※学級数は特別支援学級も含まれます。

子どもたちの確かな学力の育成を図るために、学校教材の安定的で計画的な整備の実施、推進をお願いします。

学習指導要領を踏まえた安定的かつ計画的な教材整備の実現に向けて

文部科学省初等中等教育局長 [redacted]

適切な教材の整備充実は、児童生徒の関心・意欲や知識理解の質をさらに高め、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実による学習指導要領の趣旨の実現を図る上で極めて重要であり、加えて教師の授業準備や教材研究の負担軽減効果も期待でき、各学校における働き方改革の推進にも資するものと考えられます。

このため、文部科学省では、教育条件整備策の一つとして、令和元年8月に策定した「教材整備指針」に例示される学校教材等の整備が、安定的かつ計画的に実施できるよう、「義務教育諸学校における教材整備計画」（令和2～11年度の10か年）を策定しており、令和8年度で七年度目となりました。

ＧＩＧＡスクール構想の進展等を中心として、学校の教育環境に大きな変化が訪れておりますが、教材整備の重要性は変わりません。各地方公共団体、教育委員会、学校におかれましては、同指針も参考としていただきながら必要な教材を整理した上で、総合教育会議における首長と教育委員会の協議・調整の場を活用するなどして、学校教材の整備をより一層推進していただければ幸甚です。

地域の実情に応じた教材整備の推進を

総務省自治財政局調整課 課長補佐 [redacted]

学習指導要領に対応して策定された「義務教育諸学校における教材整備計画」を踏まえ、学校教材の安定的かつ計画的な整備を促進するため、その整備に必要な経費については、地方交付税措置を講じることとしております。

地方交付税に使途の定めはなく、それぞれの地域において、教材整備の必要性やその整備水準等について議論を深めていただくことが重要です。地域の実情に応じた教材整備が推進され、各学校現場での創意工夫に基づき、子どもたちの健やかな学びが図られることを期待しております。

教材整備指針の実現で、すべての子どもたちによりよい学びを

全国連合小学校長会会長 [redacted]

次期学習指導要領の方向性が定まり、いよいよ未来の教育の姿が見えてきました。学習指導要領が変われば教育が変わります。教科書が変われば授業が変わります。そして、教材が変われば子どもたちの学びが変わります。

教材が子どもたちの学びを支えていることは言うまでもありませんが、自治体の財政状況等により、教材の整備状況には残念ながら格差が生じているのが現状です。全国連合小学校長会は、公立小学校の教育環境は全国どこでも等しく整備されるべきであると考えています。すべての子どもたちがよりよい学びを実現でき、等しく確かな教育を受けられるよう、「教材整備指針」に基づいた教材整備の推進をお願いいたします。

すべての生徒の可能性を開花させる教育環境の実現に向けて

全日本中学校長会 会長 [redacted]

現在、全国の中学校では第２次 GIGA スクール構想のもと、一人一台端末等を活用した質の高い教育を目指し、授業改善に精力的に取り組んでおります。また、次期学習指導要領の改訂の方向性として、「深い学びの実装」「多様性の包摂」「実現可能性の確保」の３つの視点、そして「余白」の創出が示され、「すべての生徒の可能性を開花させる教育」の実現が求められています。

このことを踏まえ、全日本中学校長会としては、全国どの地域においても一定水準以上の教育環境を保障し、併せて「学校における働き方改革」の推進のためにも、「教材整備指針」に基づく、適切かつ計画的な教材整備が推進されることをお願いいたします。

すべての子どもたちに質の高い学びを保証するために

全国市町村教育委員会連合会 会長 [redacted]

子どもたちの確かな学力を育むためには、各学校において教材・教具を計画的かつ安定的に整備し、教育環境の充実を図ることが不可欠です。とりわけ、次期学習指導要領の方向性を見据え、主体的・対話的で深い学びを実現するためには、紙とデジタル双方の特長を生かした教材の活用が一層重要となります。デジタル教科書の本格的な活用をはじめ、多様な学習ニーズに対応する教材の整備を着実に進めるためには、国・都道府県・市町村が連携し、安定的かつ計画的な支援を継続することが求められます。

全国の各市区町村教育委員会がこのリーフレットを活用し、すべての子どもたちに質の高い学びを保障する教育環境の整備・推進が図れることを期待しています。

「学ぶ喜び」をすべての教室へ。確かな教材整備の継続を

一般社団法人日本教材備品協会（JEMA）会長 [redacted]

教室で教材に触れた瞬間の子供たちの輝く好奇心。教材教具は知識の理解を助けるだけでなく、興味を引き出し、学びを実社会とつなげる重要な存在です。豊かな感性のもとにデジタルを道具として使いこなすには、リアルとデジタルの両方が子供たちの手にある環境が必要です。

令和２年度から令和11年度まで、単年度800億円の地方交付税措置という教材整備の仕組みと財源が、すでに国により用意されています。各自治体におかれましては、この枠組みを最大限に生かし、途切れることなく継続的な整備を進めていくことが求められています。

ぜひ本リーフレットをご活用いただき、子供たちが力強く未来を生き抜くための、充実した学びの環境を整備しましょう。

教材整備の参考に・・・

JEMAは、教材整備に関する様々な情報・データを提供しています。

教材データベース http://kyouzai.jema.or.jp/

日本初 教材検索WEBサイト。
学校が求める、あらゆる教材情報にお応えします。

JEMA 教材データベース 検索

JEMAは、安全な教材備品の整備を推進しています。

㊙子どもたちを健康被害から守ろう!!
JEMA安全基準適合認定事業。

JEMA 安全 安全基準適合品　JEMA 安全 安全基準適合品

JEMA 安全基準適合認定マーク
商標登録第5021830号

JEMA Japan Educational Materials Association.

一般社団法人 日本教材備品協会 ジェマ
〒[redacted] 東京都港区[redacted]
TEL [redacted] FAX [redacted]

JEMA 検索

26.09.700

総務課
つくば市
-8.10.27
収受
630

陳情 8 第 10 号

令和 8 年 10 月 27 日

つくば市議会議長　様

つくば市民間保育協議
共同代表 [redacted]

保育行政に関する要望書

1．はじめに

日頃より、保育行政の充実にご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。
本協議会では、市内の保育施設が直面する課題を共有し、子どもたちに安全で質の高い保育を提供できる体制づくりに取り組んでおります。
昨年度の要望事項を引き継ぐとともに、今年度の現場の状況を踏まえ、以下の 6 項目について要望いたします。

2. 要望事項

(1) 保育人材の確保・定着と育成について

保育士に対する月額 3 万円の処遇改善は、保育人材の確保・定着を支える重要な支援であり、深く感謝申し上げます。今後も人材を安定して確保するため、当該助成金の継続を要望いたします。
一方、市内民間保育施設では、常勤保育士を中心に採用難が続いており、人材紹介会社への手数料負担や、職員不足による園児の受入れ困難も生じています。また、調理員、看護師、事務職員、保育補助者など、多様な職種の確保・定着も課題です。
これらの点を踏まえて、下記項目について要望いたします。

- 保育士養成校・高校等への情報提供等に関する支援
- 保育補助者や周辺業務を担う職員の確保や、人材紹介会社への手数料など、雇用に関する負担増への補助
- 卒園児交流事業の再構築など、保育の仕事への興味を育む取り組みに対しての補助

（2）配慮を必要とする子どもへの支援体制の充実について

発達面・行動面で個別の配慮を必要とする子どもや、食物アレルギー等への対応を必要とする子どもが増えています。現行の職員配置基準や補助制度だけでは、安全の確保と一人一人に応じた支援の両立が難しい場合があり、保育現場の負担も大きくなっています。
また、集団生活に著しい困難を抱える子どもが必要な療育や支援につながりにくいことも、現場・保護者双方の課題です。行政を中心に、医療・療育・保育・教育が連携し、相談から支援利用まで切れ目なくつながる仕組みの構築を要望いたします。
加配職員の確保に向けた支援、専門職による継続的な巡回相談、環境整備への財政支援、職員研修の充実など、各施設の状況に応じた柔軟な支援をお願いいたします。

- 定期的な巡回相談の実施と、保健師・看護師・心理職等への相談体制の整備、関係各機関との連携体制の構築など、保育園・保育士に対する支援
- 配慮を必要とする子どもに関する設備・備品などの充実に関する補助
- 食物アレルギー対応研修やエピペントレーナーを用いた実技研修など、現場の対応力を向上させる取り組みの実施
- 保護者向け相談窓口や療育に関する情報提供の充実などの保護者の理解を深める働きかけの実施

（3）園児数減少を踏まえた持続可能な施設運営について

年度当初の待機児童が解消した現在、地域や施設によっては定員割れが生じています。定員未充足による収入減は、特に低年齢児においては保育単価が高いこともあり、施設の努力だけでは解決が難しいきわめて深刻な問題課題です。
園児数が減少しても、安全で質の高い保育に必要な職員配置や施設の維持管理費を、園児数に応じて減らすことはできません。民間施設では、人件費・物価の上昇や施設の老朽化への対応も重なり、安定的な運営体制の確保が重要となっています。
つきましては、年度当初の定員割れに対する経営安定化支援、やむを得ない定員変更に係る柔軟な対応について、引き続きご検討をお願いいたします。また、既存施設の有効活用を市の中長期的な保育提供体制に位置づけ、地域の実情を踏まえた計画を立案していただくようにお願いいたします。

- 地域別の将来需要予測や定員充足率等の情報提供及び園児数の減少が著しい地域における支援方法の検討
- 既存施設の中長期的な有効利用に関する計画の立案

- 定員未充足施設に対する経営安定化支援、定員変更や職員配置に関する柔軟な制度運用
- 老朽施設の改修、安全対策、環境整備への支援

(4) ICT 活用と事務負担の軽減について

各種調査や実績報告、アンケートなど、保育施設に求められる事務作業は多岐にわたります。同じ情報を複数の書類に記載することや、提出先ごとに異なる様式への対応、調査・報告が短期間に集中することが、職員や管理者の大きな負担となっています。
これは国や県の制度やスケジュールにも関わることなので、つくば市のみで解決する問題ではありませんが、事務負担を軽減し、保育士が子どもと向き合う時間を確保することは、保育の質の向上につながりますので、提出書類の削減、統合、様式の統一、提出期限の調整、電子申請の推進などを段階的に進めていただくよう要望いたします。また、公立・私立施設が一堂に会する機会がなくなってしまっているため、これらの施設間での情報の共有についても、ご尽力いただきますようお願いいたします。

- 事務手続きの簡素化及び電子化、類似の書類の統廃合
- 提出期限の適正化と繁忙期の分散
- 公立・私立施設間の情報共有

(5) 子どもの生活に配慮した施設利用と保護者への共通周知について

保育施設の利用にあたっては、保護者の就労状況や家庭環境を尊重するとともに、子どもの年齢・発達・生活リズムに配慮することが重要です。一方、保育必要量や利用時間、就労状況等に変更があった場合の届出、集団生活における基本的事項などについて、施設ごとの説明だけでは保護者の十分な理解を得ることが難しい場合があります。
子どもの健やかな育ちを支えるため、保護者と保育施設がそれぞれの役割を理解し、協力して保育を進められるよう、市と保育施設が共通して伝えるべき事項を整理し、分かりやすく周知することを要望いたします。また、施設と保護者が十分な入園準備期間を確保できるよう、入園決定に関する情報提供や通知時期についてもご検討ください。

- 保育施設を利用する上での厳守事項（カスハラ対策を含む）の作成及び利用申込み時における周知
- 入園決定時（途中入園を含む）の情報の早期共有

（6）幼保小接続・地域体験の推進について

子どもたちが小学校生活に期待を持ち、安心して就学を迎えるためには、保育施設と小学校との継続的な交流や相互理解が重要です。一方、移動手段の確保や日程調整、学校ごとに異なる提出様式などが、交流や円滑な情報共有を進める上での課題となっています。
市・学校・保育施設が連携し、幼保小接続と地域体験の機会を充実させる取り組みを実施していただくよう要望いたします。

- 小学校の授業参観、学校見学（オンラインを含む）など交流の活性化
- 幼保小担当者による定期的な意見交換など情報提供・交流の機会の確保
- 小学校から保育施設へ求めるフォーマットの共通化
- 学校訪問時にコミュニティバス等を利用できるなどの支援策の策定

3. 結び

以上、保育現場の実情と昨年度からの継続課題を踏まえ、つくば市の保育提供体制を持続可能なものとし、子どもたちが安心して成長できる環境を整えるため、上記 6 項目についてご検討くださいますようお願い申し上げます。

議会総務課
つくば市
-8.10.29
収受
634

陳情 8 第 11 号

2026 年 10 月 29 日

つくば市議会議長　黒田 健祐　様

国際教育を選択する子育て家庭の実態把握と支援の検討に関する陳情書

陳情者　住所　つくば市[redacted]

氏名　[redacted]

連絡先　[redacted]

○陳情趣旨

つくば市では、「一人ひとりが幸せな人生を送ること」を教育の最上位目標とし、一人ひとりの違いが受容され、多様で豊かな個性が発揮される教育環境を目指しています。また、2026 年度からの第 4 期つくば市教育振興基本計画では、「『学び』の多様性に対応する場と機会を整える」ことが基本目標の一つとして掲げられ、グローバル化等の社会情勢の変化を踏まえた教育施策が進められています。

一方、子どもの個性や特性、家庭の教育方針等から、インターナショナルスクールをはじめとする国際教育を選択する家庭もあります。

しかし、こうした学校の中には、その制度上の位置づけ等によって既存の教育費支援の対象となりにくいものがあり、家庭が大きな教育費負担を負っている場合があります。

つくば市内においても、筑波研究学園都市交流協議会の会員機関の研究所・大学に在籍する外国人研究者・教員等の家庭を対象として、一定の所得要件等のもと年間 24 万円の授業料優遇制

度が設けられている例があります。一方、その対象は、親の所属機関、国籍、所得等の要件を満たす家庭に限られています。

私自身も、子どもの個性や特性、将来の可能性を考えて現在の教育環境を選択しましたが、授業料・施設費等の合計で年間約200万円の負担となっています。

国際教育への需要は世界的にも拡大しています。文部科学省の令和5年度委託調査によれば、世界のインターナショナルスクールの学校数及び通学者数は、この10年間で約1.5倍に増加しています。同調査では、高度外国人材が赴任先を選択する際に子どもの教育水準を重視する傾向があり、特にアジア地域では、高度外国人材の誘致を目的として各国政府が良質なインターナショナルスクールの誘致を進めていることも示されています。

研究・教育機関が集積し、国内外から多様な人材が暮らすつくば市において、子どもの教育の選択肢と、その教育に経済的にアクセスできる環境について考えることは、日本人家庭だけでなく、研究者や高度外国人材等の家族が安心して暮らし続けられる環境づくりという観点からも意義があると考えます。

なお、すべてのインターナショナルスクールに対して一律に公費による支援を求めるものではありません。支援を検討する場合には、IB（国際バカロレア）認定やCIS等の国際的な第三者認定など、教育の質を確認できる客観的な基準を設けるとともに、所得制限や支援上限を設けることも考えられます。

しかし、そのような制度の必要性や実現可能性を検討するためにも、まず、つくば市内にどの程度の子どもや家庭が国際教育を選択し、どの程度の教育費を負担し、既存の子育て・教育支援制度の対象となっているのか、基礎的な実態を把握する必要があるのではないでしょうか。

子どもが自分に合った教育環境で学ぶ機会が、家庭の経済状況や選択した学校の制度上の位置づけだけによって大きく左右されることのないよう、つくば市においても国際教育を選択する

子育て家庭の実態を把握し、必要な支援の在り方について検討していただきたく、陳情いたします。

○陳情事項

1. 国際教育を選択する家庭の実態把握

つくば市内において、インターナショナルスクール等の国際教育を選択している子どもや家庭について、人数、教育費負担、既存の子育て・教育支援制度の対象状況等を、学校や保護者への調査等により可能な範囲で把握し、学校の制度上の位置づけによって支援の対象となりにくい家庭が存在するか検証すること。

2. 教育費負担軽減策の実施可能性の検討

実態把握の結果を踏まえ、IB 認定や CIS 等の国際的な第三者認定を含む客観的な教育基準、所得制限、支援上限等を設けることも含め、国際教育を選択する子育て家庭に対する教育費負担軽減策の実施可能性について検討すること。

3. 段階的な取組の検討

市独自の支援制度を直ちに実施することが難しい場合には、対象となる教育機関、年齢、所得等を限定したモデル事業その他の段階的な取組について検討すること。

議会総務課
つくば市
-8.11.13
収受
第659

陳情 8 第 12 号

2026年11月7日

つくば市議会議長　黒田様

春日交流センターに関する陳情書

陳情者　住所　つくば市[redacted]

氏名　プリエクラブ代表 [redacted]

連絡先 [redacted]

○陳情趣旨

春日交流センターホールにクラシックバレエレッスンに必須のバレエ器具（バー及びスタンド）を従来同様に置かせて頂きたい

○陳情事項

我々は約30年間春日交流センターにてクラシックバレエの活動実績があり、これまではホールにクラシックバレエレッスンに必須のバレエ器具を保管していました。

しかし、今回の春日交流センター改築に伴い、各サークルの私物は一切置かないとの規則が設けられましたが、レッスンに必要なバー及びバースタンドをホールの空きスペースに置かせていただきたいのです。バー及びバースタンドは元来持ち運び用ではなく頑丈なため、重量があります。バースタンド（9.8kg）×６本、（7.6kg）×2 本、バー（3.2kg）×5 本です。総重量 100kg 弱を複数人で運搬しています。

プリエクラブは昨年より 65 歳以上が半数を占めるシニア認定されました。
会員は高齢化のため、この重量を毎週運搬するのが体力的に困難になっています。悪天候の時は転倒による怪我などの懸念もあります。

春日交流センターにバー及びバースタンドを置かせていただけたら大変助かります。
バースタンド 6 本は台の取り外しが可能でコンパクト化が出来ます。
他の団体が使用を希望する場合は喜んで共有いたします。

また、プリエクラブが解散する時にはこれら備品は責任をもって処分いたします。
どうぞよろしくお願いいたします。

つくば市 議会総務課
-8.11.19
収受
675

陳情8第13号

令和8年11月19日

つくば市議会議長 殿

生活保護問題を端緒とするつくば市役所全体の組織的問題の完全解決のため第三者委員会を求める陳情

（オンライン署名79筆に基づく）

陳情者
住　所　茨城県牛久市[redacted]
氏　名　[redacted]
連絡先　[redacted]

陳情事項

未解決の問題の完全解決に向けた、真相究明のための第三者委員会設置を要求します。

陳情趣旨

第三者委員会の設置を求める**オンライン署名**が始まりました！（別紙参照）

陳情書提出日時点で**79筆**もの署名が集まっています。

（署名にご協力いただいた皆様、改めて心より感謝を申し上げます。ありがとうございました。）

つくば市議会及びつくば市はぜひこの市民・国民の思いに真摯に耳を傾け、再発防止のため、受給者の尊厳のため、そして誰もが安心できて税金が正しく使われるつくば市のために、第三者委員会の設置をお願いします。

陳情に至る背景と今後について（つくば市役所の全部署に向けて）

私が第三者委員会を求めるようになった端緒は、確かに生活保護不正事務問題であり、社会福祉課の残業代等未払いであり、人事課の公益通報への不適切な対応などでした。

しかし、生活保護不正は組織的なものであったこと（虚偽公文書作成（刑事告発中）も「管理職の指示の下」だった）や、不適切な労務管理が全庁的な慣習であったことなどの事実が明らかになりました。今年9月に公表された市長要求監査でも、監査対象の計約3,800万円の市損害に対して管理職個人の責任と認定されたのはわずか約74万円。そう、これは**組織的な問題**です。つくば市全体で是正改善そして改革に取り組むべき喫緊の課題です。

公金を取り扱う部署そして**公文書を取り扱う部署**へ。今回の福祉部・総務部の問題は決して他人事ではありません。私は引き続き第三者委員会を求めていきますが、それを待たずに、現状でもし不適正事務があれば是正するよう努めてください。どうか法令遵守に努めてください。

私も行政文書開示請求等を行い、問題の早期発見に微力ながらお力添えさせていただく所存です。つくば市をより良くしたいという想いをどうか一緒にカタチにできるようお願いします。

補足

本定例会(令和8年12月定例会議)**「報告第42号　専決処分事項の報告について」**もぜひご確認ください。

「個人住民税に関する通知書の送付事務において、DV等支援措置の申出者の避難先住所が記載された通知書を、誤って申出の相手となる者へ送付し」「相手方の身の安全の確保を図るため、住居の移転が必要となり移転に係る費用」「871,252円(過失割合市100%)」「を賠償する」という事案です。財務部**市民税課**。

このことで思い出されるのは、平成31年2月の福祉部**障害福祉課**の同種事案。DV被害者の資格証明書を加害者住所へ誤送付し、転居費用約27万円を市が賠償した、というもの。現市長からは当時、その再発防止策として**「庁内の情報共有システムとチェック体制を強化した」**とコメントがありました。ではなぜ市民税課でまた繰り返してしまったのでしょうか。

平成31年当時に強化された体制が今なぜ再び弱体化してしまったのか。それとも実は強化してなかったのか。これもまた生活保護と同じく**「言うだけ再発防止策」**だったのか。果たして。

DV等支援措置は市民の生命・安全を守るためにとても重要な情報です。その情報の管理ができていないということは即ち、**DV等被害者への配慮が全庁的に不足している**とも言えます。福祉部、財務部、次はどこで繰り返すでしょう。そうしないために徹底的な原因究明を行い、本当の意味で再発を防止するために、つくば市の根本から変えるべき時は今です。

なお誤送付は今年5月中旬だそうですが、当時プレスリリースはありませんでした。同時期にあったのは、**「児童扶養手当の支給額の誤りについて」**(こども・保健部**こども政策課**)(13日)。この再発防止策も「制度の変更については、部署内で細心の注意を払うとともに、**管理職が必ず確認を行うことを徹底**」です。裏を返せば、制度変更を管理職が確認しないほど部署内の注意が不足している現状が見えてきます。また「具体的にどう確認徹底するか」を欠いた再発防止策は、ただのお気持ち表明あるいは批判防止に過ぎず、行政という組織の対策にはなりえません。

そして「約27万円」でPRした現市長1期目と、「871,252円」でPRしない3期目の違いは何でしょう。市民の知る権利は守られているのでしょうか。市役所の外のみならず内部でも事案共有されていません。それで再発防止できるでしょうか。「庁内の情報共有システム」は機能しているでしょうか。

繰り返します。私が訴えている福祉部・総務部の問題に対する第三者委員会は、どの部署でも決して他人事ではありません。どうして問題が起きたのか。職員個人の資質か。管理職の確認・決裁は十分だったか。組織・体制に欠陥はないか。業務量は適正か。業務分担は公平か。心理的安全性は確保されているか。**担当業務の関係法令を最後に点検したのはいつだったか**。職員ひとりひとりが自分自身に問うべき問題です。あなたは、あなたの業務は**本当に**大丈夫ですか。

「問題が起きても責任の所在はうやむやにしてくれるだろう。問題が起きても次気を付ければいいだろう。問題が起きても報告しなければ、公表しなければいいだろう。87万円のミスも税金で補填すればいいだろう。」 前述の**市長要求監査はそんな甘えを許さない前例**となりました。

私たちひとりひとりの仕事の先には、ひとりひとりの市民がいることをどうか忘れないで。市が失った信頼を取り戻せるのは私たち職員だけです。私たちで一歩ずつ回復していきましょう。

オンライン署名　ご協力のお願い

つくば市の生活保護業務を
第三者委員会で検証し、
再発防止を。

同じ問題を、繰り返さないために。

つくば市の生活保護業務について、
第三者委員会による検証と再発防止を求める
オンライン署名を集めています。

趣旨にご賛同いただける方は、
署名でのご協力をお願いします。

内容の確認・署名はこちら

スマホから署名できます

1　QR コードでページを開く

2　内容を確認し、賛同手続きをする

3　確認メールが届いたら、
　　メール内のリンクを押す

初回は氏名・メールアドレスなどを入力します。

https://c.org/rrYYYfSNW2

署名は無料。支払いは必要ありません。

署名後に表示される有料支援などの案内は任意です。

参加は任意です。公開される情報は署名ページでご確認ください。

署名方法の参考：Change.org 公式ヘルプ「オンライン署名に賛同する方法」